

第3編 会議・委員会等 第4章 委員会等 「個人情報保護委員会規程」

制定 平成15年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する規程」第5条第2項に基づき、個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長は、総務担当理事とする。

3 副委員長は、副学長とする。

4 委員は次に掲げる者とする。

(1) 副学長

(2) 総務部長

(3) 人事部長

(4) 学事部長

(5) 学生部長

(6) 電子計算機センター長

(7) 理事長より委嘱される者若干名（教員の代表者2～3名）

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、前条第4項第1号から第6号の委員は、その職責にある期間とする。

(会議)

第4条 委員長は、必要的都度、委員会を招集しその議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が議長となる。

3 委員会は委員の3分の2の出席をもって成立し、委員会の議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、委員長が必要あると認めた場合、第2条第4項に掲げる者の他、関係者を

出席させ、意見を徴することができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる各号について審議する。

(1) 個人情報の具体的な対象の決定に関する事項

(2) 個人情報の収集、管理、利用、公開又は非公開に関する事項

(3) 個人情報の開示又は訂正に関する事項

(4) 個人情報保護に関する規程及び改正に関する事項

(5) 個人情報保護管理者に対する指導又は助言に関する事項

(6) その他、個人情報の保護に関する重要事項

(小委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ、下部組織として小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、委員会構成員の中から選出される者及び理事長が委嘱する者若干名をもって構成する。

3 小委員会は、委員会特命事項について審議を行い、その結果を委員会に具申する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は総務部総務課とする。

附 則

この規程は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

第7編 総務 第1章 庶務 「個人情報の保護に関する規程」

第1章 総則 (目的)

第1条 この規程は、学校法人上智学院及び学院が設置する学校（以下「学院」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し、その収集、保管、利用について必要事項を定め、学院の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 個人情報とは、次に掲げる者及びそれに関する情報で、特定の個人が識別され又は識別され得るものうち、学院が業務上取得又は作成した全ての情報をいう。

(1) 教職員及び学生等並びに学院の構成員である者

(2) 教職員及び学生等並びに学院の構成員であった者

(3) 前2号に定める者の保証人、父母、家族、親族等

(4) 個人情報の対象者については、別表第1に定めるものとする。

2 第1項に定める個人情報のうち、当該個人に帰属する情報の他、当該個人に付与された番号、記号、その他の符号、画像若しくは音声等により当該個人を識別できる又は当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することによって識別できるものを含むものとする。

3 第1項に定める個人情報のうち、紙に記入若しくは印刷された情報の他、コンピュータ、光学式処理装置等により処理又は保存されているものを含むものとする。

4 保護の対象とする個人情報の項目については、別表第2のとおりとする。

(個人情報保護の適用除外)

第3条 次に掲げる場合は、規程の全ての条項を適用除外とする。

(1) 出版物またはすでに報道された個人情報。ただし、特定の対象者に対して配付又は頒布したものと除く。

(2) 法令等により、公にすることが必要な個人情報

(学院の責務)

第4条 学院は、個人情報の収集、保管又は利用にあたり、個人の基本的人権を尊重し、個人情報の保護を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 個人情報を提供する者への周知及び公開

(2) 学院が雇用する教員及び職員に対する規程並びに規則の遵守の徹底

(3) 上智大学、上智大学学院、上智短期大学及び上智社会福祉専門学校に在籍する学生等に対する個人情報保護にかかる教育並びに指導

(4) その他、学院が必要と認めた措置

(個人の責務)

第5条 第2条第1項各号に定める者は、本規程及び本規程の関連規則並びに学院の諸規程を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 前項の定めについて、職務等で知り得た個人情報を収集目的以外に流用、第三者に漏えい又は流失させた場合は、学生にあっては各学則に基づき処分し、教職員にあっては上智学院就業規則に基づき懲戒処分に付す。

3 第2条第1項第2号に定める者は、過去の在籍中に知り得た個人情報を第三者に漏えい又は流失してはならない。漏えい又は流失により、学院及び大学に損害を与えた場合は、然るべき対応又は法的処置をとるものとする。

第2章 個人情報保護委員会の設置

(個人情報保護委員会の設置)

第6条 学院は、本規程の目的を達成するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の規程については、別に定める。

第3章 個人情報管理者の設置

(管理者の設置)

第7条 学院は、本規程の目的を達成するため、個人情報毎に、個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、学部長、学科長、研究科委員長、専攻主任、研究所長、センター所長、科長、事務部署の長、その他学院が指名する者とする。

3 管理者は、所管する業務の範囲における個人情報の収集、保管及び管理並びに個人情報提供者本人からの開示、訂正又は削除の請求に関し、本規程の定めに基づいて適切に処理しなければならない。

4 管理者は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会の助言、指導又は勧告があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

第4章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限及び方法)

第8条 個人情報は、学院の教育研究及び業務に必要な範囲に限定して収集するものとする。

2 個人情報は、本人から適正かつ公正な手段によって収集されなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外から収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令の規定に基づくとき。

(3) 出版・報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) その他、個人情報保護委員会又は管理者が本人以外から収集することに相当の理由があると認めたとき。

3 本人からの個人情報の収集にあたっては、学院が定める学則及び就業規則等で規定するものを除き、原則として次の事項について明らかにし、本人の同意を得なければならない。

(1) 収集の目的

(2) 用途

(3) 保有期間

4 個人情報の収集は、思想・信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。ただし、次に掲げる各号の一つに該当するときは、この限りでない。

(1) 当該情報を収集することについて、本人の明示的な同意があるとき。

(2) 法令の規定に基づくとき。

(3) 出版・報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(本人の同意の方法)

第9条 本人の同意の方法については、次の各号に掲げるものとする。

(1) 個人情報を記載する所定の紙媒体または電子媒体の様式に、第8条第3項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。

(2) インターネットを経由して大学ホームページ等から個人情報収集する場合は、第8条第3項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。

(3) 本人の同意の方法については、前2項の定めを原則とするが、本人の意思により、前2項の定めによらず口頭及び電話等での情報提供がなされた場合は本人が同意したものとみなす。

(本人の同意の適用除外)

第10条 第8条第3項の定めにかかわらず、次に掲げる各号に該当する場合は、本人の同意を要しないものとする。

(1) 上智大学、上智大学大学院、上智短期大学、上智社会福祉専門学校に在籍する学生等にあつては、学則に規定されるものの他、教育研究上または在籍する学校から便宜または利益を得るために必要な手続等のために提供する個人情報

(2) 教員が専ら本人に対する教育的活動を遂行するために本人から収集し、本人の利益を不当に侵害しないと認められる個人情報

(3) 学院が雇用する教員及び職員にあっては、法令並びに就業規則で規定されるもの他、事業主である学院が事業を運営するために収集する個人情報

(利用及び提供の制限)

第11条 管理者は、個人情報を収集した目的以外のために利用又は提供してはならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令の定めがあるとき。

(3) その他、委員会が正当と認めたとき。

第5章 個人情報の管理等

(適正管理)

第12条 管理者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

(1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止

(2) 改ざん及び漏えいの防止

(3) 個人情報の正確性及び最新性の維持

(4) 不要となった個人情報の廃棄または消去

(学外への持ち出し制限)

第13条 個人情報は、原則として学外へ持ち出してはならない。ただし、個人情報を使用する業務を学外に委託するときは、この限りでない。

2 前項の業務委託を行う場合、管理者は、委託業者との間で個人情報の保護に関する覚書き(様式第1号)を締結しなければならない。

3 第1項の定めにかかわらず、教員が授業運営にかかる資料、試験答案、論文、レポート、その他の授業運営に必要な資料で、教員が正当な教育活動の遂行に必要な場合は、学外持ち出し制限の適用除外とすることができる。

4 前項の場合、教員を当該個人情報にかかる個人情報管理者と見なし、前2条に規定する責務を負わなければならない。ただし、次条の規定は適用しない。

(収集の届出)

第14条 学院の業務遂行上、新たに個人情報を収集するときは、管理者は、あらかじめ次の事項を委員会に届け出て（様式第2号）承認を得なければならない。

- (1) 名称
- (2) 利用目的
- (3) 収集の対象者
- (4) 収集方法
- (5) 記録項目
- (6) 記録の形態
- (7) その他委員会が必要と認めた事項

2 前項の規定に基づき届け出た事項を変更又は廃止するときは、管理者はあらかじめこれを委員会に届け出て（様式第2号）承認を得なければならない。

第6章 個人情報の開示

(個人情報の開示)

第15条 本人は、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

2 前項に規定する請求は、本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書（様式第3号）を管理者あてに提出するものとする。

3 開示の請求があったとき、管理者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、開示しないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

4 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、管理者は、その理由を文書（様式第4号）により本人に通知しなければならない。

(個人情報の開示制限)

第16条 個人情報が次に掲げる各号に該当する場合は、本人に対して個人情報を開示しないものとする。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。
- (2) 本人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、教育研究または事務の適正な運営に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (5) その他、個人情報保護委員会で開示が適当でないと判断したとき。

(個人情報の訂正または削除)

第17条 本人は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第2項に定める手続に準じて、管理者に対し、その訂正又は削除を請求（様式第3号）することができる

2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

第7章 不服の申立て

(不服の申立て)

第18条 前2条に規定する自己に関する個人情報の開示及び訂正又は削除の請求に基づいてなされた措置に不服がある者は、本人であることを明らかにして、委員会に対し、不服の申立て（様式第5号）を行うことができる。ただし、不服申立て事項が内容同一の場合、再度の申立てはできない。

2 委員会は、前項の規定による不服申立てを受けたときは、すみやかに審議、決定し、その結果を文書（様式第6号）により本人に通知しなければならない。

3 委員会は、必要があると認めるときには、本人又は管理者に対し意見の聴取を行うことができる。

第8章 雜則

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、個人情報保護委員会の議を経て行うものとする。

附 則

1. この規程は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。
2. この規程は、施行日から2年以内に見直すものとする。

別表第1（第2条第1項第4号関係）

個人情報の対象者

- (1) 上智大学に在籍する学生、交換留学生、特別聴講生、科目等履修生及び聴講生

- (2) 上智大学大学院に在籍する学生、交換留学生、特別聴講生、科目等履修生、聴講生及び研究 生
- (3) 上智短期大学に在籍する学生、科目等履修生及び聴講生
- (4) 上智社会福祉専門学校に在籍する学生及び聴講生
- (5) 上智大学、上智大学大学院、上智短期大学、上智社会福祉専門学校を離籍した者
- (6) 第1号から第5号に掲げる学生等の保証人、父母及び家族又は親族
- (7) 上智大学、上智大学大学院、上智短期大学、社会福祉専門学校の入学志願者及び出願者
- (8) 上智学院が雇用している又は雇用していた教員及び職員
- (9) 前号に掲げる者の保証人、家族又は親族。
- (10) 上智学院の役員
- (11) 教員及び職員の採用応募者。
- (12) 上智大学、上智大学大学院、上智短期大学及び社会福祉専門学校に在籍する研究員、その他雇用以外の身分により教育研究活動に従事する者、又は従事した者
- (13) 上智大学、上智大学大学院、上智短期大学及び社会福祉専門学校が開催する公開講座、講演会、その他の催し物の受講希望者、受講者及び参加者
- (14) 上智学院に寄付又は寄贈した者
- (15) 上智学院の施設設備等を利用する団体の責任者及び申込者または個人
- (16) 第1号から第14号以外の者で、上智学院、上智大学、上智大学大学院、上智短期大学及び社会福祉専門学校に対して、照会、問合わせ、意見、質問、要求、要望等、通常の事務手続、所定様式の文書提出以外の方法により行う者

別表第2(第2条第4項関係)

保護の対象となる個人情報項目

1. 学院が設置する学校に在籍する学生等 [別表第1 (1)、(2)、(3)、(4) 対象者]
身元・身上情報、学歴・学位情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理・医療情報、金融・信用情報、社会保険情報、学籍情報、履修・成績情報、学費納入情報、求職・進路指導情報、進路先・勤務先情報、奨学生(応募)情報、課外活動情報、施設設備利用情報、図書館利用情報、賞罰情報、免許資格情報、コンピュータ利用情報
2. 学院が設置する学校を離籍した学生等及びその保証人、父母、家族並びに親族 [別表第1 (5) 対象者]
身元・身上情報、学歴・学位情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理情報、医療情報、金融・信用情報、社会保険情報、学籍情報、履修・成績情報、学費納入情報、進路指導情報、進路先・勤務先情報、奨学生(応募)情報、課外活動情報、図書館利用情報、賞罰情報、免許資格情報
3. 学院が設置する学校に在籍する学生等の保証人、父母及び家族または親族 [別表第1 (6) 対象者]
身元・身上情報
4. 学院が設置する学校の入学志願者等 [別表第1 (7) 対象者]
身元・身上情報、学歴・成績情報、保証人情報、志願情報、入学試験等成績情報、入学試験等選考・判定情報
5. 学院が雇用している、または雇用していた教員及び職員 [別表第1 (8) 対象者]
身元・身上情報、学歴・学位情報、職歴情報、保証人情報、家族・親族情報、雇用情報、任用情報、給与情報、金融・信用情報、税情報、社会保険情報、健康管理情報、医療情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究実績情報、コンピュータ利用情報
6. 学院が雇用している、または雇用していた教員及び職員の家族または親族 [別表第1 (9) 対象者]
身元・身上情報
7. 学院の役員 [別表第1 (10) 対象者]
身元・身上情報、学歴・学位情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理情報、医療情報、金融・信用情報、社会保険情報、勤務先情報、賞罰情報、免許資格情報
8. 教員及び職員採用応募者 [別表第1 (11) 対象者]
身元・身上情報、学歴・成績情報、医療・健康情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究実績情報、採用試験等選考情報
9. 学院が設置する学校に在籍する研究員等 [別表第1 (12) 対象者]
身元・身上情報、学歴・学位情報、職歴情報、任用情報、給与情報、金融・信用情報、税情報、社会保険情報、健康管理情報、医療情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究実績情報、コンピ

ユータ利用情報

- 1 0. 公開講座受講者等 [別表第1 (13) 対象者]
身元・身上情報、履修成績情報、受講料等納入情報、図書館利用情報
- 1 1. 学院への金品の寄付・寄贈者 [別表第1 (14) 対象者]
身元・身上情報
- 1 2. 学院の施設設備等の利用者 [別表第1 (15) 対象者]
身元・身上情報、職業情報、施設設備利用情報、図書館利用情報
- 1 3. その他、学院に問合せ等を行う者 [別表第1 (16) 対象者]
身元・身上情報



別表第1(個人情報保護規程).doc 別表第2(個人情報保護規程).doc



個人情報第1号用紙(委託に伴う覚書).doc 個人情報第2号用紙(収集・変更・廃止)届出.doc



個人情報第3号用紙(開示・訂正・削除)請求書.doc 個人情報第4号用紙(開示・訂正・削除)請求書.doc



個人情報第5号用紙(不服申立て書).doc 個人情報第6号用紙(不服申立てに対する回答).doc

別表第1(第2条第1項第4号関係)

個人情報の対象者

- (1) 上智大学に在籍する学生、交換留学生、特別聴講生、科目等履修生及び聴講生
- (2) 上智大学大学院に在籍する学生、交換留学生、特別聴講生、科目等履修生、聴講生及び研究生
- (3) 上智短期大学に在籍する学生、科目等履修生及び聴講生
- (4) 上智社会福祉専門学校に在籍する学生及び聴講生
- (5) 上智大学、上智大学大学院、上智短期大学、上智社会福祉専門学校を離籍した者
- (6) 第1号から第5号に掲げる学生等の保証人、父母及び家族又は親族
- (7) 上智大学、上智大学大学院、上智短期大学、社会福祉専門学校の入学志願者及び出願者
- (8) 上智学院が雇用している又は雇用していた教員及び職員
- (9) 前号に掲げる者の保証人、家族又は親族。
- (10) 上智学院の役員
- (11) 教員及び職員の採用応募者。
- (12) 上智大学、上智大学大学院、上智短期大学及び社会福祉専門学校に在籍する研究員、その他雇用以外の身分により教育研究活動に従事する者、又は従事した者
- (13) 上智大学、上智大学大学院、上智短期大学及び社会福祉専門学校が開催する公開講座、講演会、その他の催し物の受講希望者、受講者及び参加者
- (14) 上智学院に寄付又は寄贈した者
- (15) 上智学院の施設設備等を利用する団体の責任者及び申込者または個人
- (16) 第1号から第14号以外の者で、上智学院、上智大学、上智大学大学院、上智短期大学及び社会福祉専門学校に対して、照会、問合せ、意見、質問、要求、要望等、通常の事務手続、所定様式の文書提出以外の方法により行う者

別表第2(第2条第4項関係)

保護の対象となる個人情報項目

1. 学院が設置する学校に在籍する学生等 [別表第1 (1)、(2)、(3)、(4) 対象者]

身元・身上情報、学歴・学位情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理・医療情報、金融・信用情報、社会保険情報、学籍情報、履修・成績情報、学費納入情報、求職・進路指導情報、進路先・勤務先情報、奨学生（応募）情報、課外活動情報、施設設備利用情報、図書館利用情報、賞罰情報、免許資格情報、コンピュータ利用情報

2. 学院が設置する学校を離籍した学生等及びその保証人、父母、家族並びに親族 [別表第1 (5) 対象者]

身元・身上情報、学歴・学位情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理情報、医療情報、金融・信用情報、社会保険情報、学籍情報、履修・成績情報、学費納入情報、進路指導情報、進路先・勤務先情報、奨学生（応募）情報、課外活動情報、図書館利用情報、賞罰情報、免許資格情報

3. 学院が設置する学校に在籍する学生等の保証人、父母及び家族または親族 [別表第1 (6) 対象者]

身元・身上情報

4. 学院が設置する学校の入学志願者等 [別表第1 (7) 対象者]

身元・身上情報、学歴・成績情報、保証人情報、志願情報、入学試験等成績情報、入学試験等選考・判定情報

5. 学院が雇用している、または雇用していた教員及び職員 [別表第1 (8) 対象者]

身元・身上情報、学歴・学位情報、職歴情報、保証人情報、家族・親族情報、雇用情報、任用情報、給与情報、金融・信用情報、税情報、社会保険情報、健康管理情報、医療情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究実績情報、コンピュータ利用情報

6. 学院が雇用している、または雇用していた教員及び職員の家族または親族 [別表第1 (9) 対象者]

身元・身上情報

7. 学院の役員 [別表第1 (10) 対象者]

身元・身上情報、学歴・学位情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理情報、医療情報、金融・信用情報、社会保険情報、勤務先情報、賞罰情報、免許資格情報

8. 教員及び職員採用応募者 [別表第1 (11) 対象者]

身元・身上情報、学歴・成績情報、医療・健康情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究実績情報、採用試験等選考情報

9. 学院が設置する学校に在籍する研究員等 [別表第1 (12) 対象者]

身元・身上情報、学歴・学位情報、職歴情報、任用情報、給与情報、金融・信用情報、税情報、社会保険情報、健康管理情報、医療情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究実績情

報、コンピュータ利用情報

1 0 . 公開講座受講者等 [別表第1 (13)対象者]

身元・身上情報、履修成績情報、受講料等納入情報、図書館利用情報

1 1 . 学院への金品の寄付・寄贈者 [別表第1 (14)対象者]

身元・身上情報

1 2 . 学院の施設設備等の利用者 [別表第1 (15)対象者]

身元・身上情報、職業情報、施設設備利用情報、図書館利用情報

1 3 . その他、学院に問合せ等を行う者 [別表第1 (16)対象者]

身元・身上情報

様式第1号（第13条第2項関係）

個人情報保護に係る覚書

学校法人上智学院（以下、「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、甲の〇〇業務等の委託に伴う個人情報の取り扱いに関し、次のとおり覚書を締結する。

契約名：

業務内容：

契約期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. データの授受について

甲は〇〇月〇〇日までにデータ入力資料等を渡し、乙は指定の期日までにデータ入力資料等を甲に返還するものとする。また、データ入力資料等の授受については記録を残すものとする。

2. 機密保持について

乙は甲から受けたデータ入力資料等について、その機密・情報保持に万全を期し、これを第三者に公表または漏えいしてはならない。また、この作業に従事した者に対して、業務上知り得た機密・情報等を第三者に口外・開示しないよう指示監督すると共に、データ入力資料等の複写・複製をしてはならない。

3. 損害賠償

乙が、本件業務に係る機密の漏えい、資料等の毀損及びその他により、甲に損害を与えた場合は、乙は甲に対して損害賠償の責を負うものとする。なお、甲乙いずれの責にも帰すことの出来ない事由により甲に損害を与えた場合は、甲と乙は協議のうえこれを円満に解決するものとする。

4. その他

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、誠意をもって円満に解決するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（甲）学校法人 上智学院

所属・職名〇〇〇〇

〇〇〇〇

（乙）株式会社 〇〇〇〇〇〇

取締役 〇〇〇〇

個人情報（収集・変更・廃止）届出

平成〇〇年〇〇月〇〇日

個人情報保護委員会
委員長 殿

個人情報管理者 _____

個人情報の保護に関する規程第14条に基づき、下記のとおり届出をいたします。

記

届出の区分	<input type="checkbox"/> 収集 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	
収集・変更・廃止年月日		
名称		
収集目的		
変更内容	変更前	変更後
理由		
収集の対象者		
収集方法		
記録項目		
記録の形態		
備考		

様式 3 号 (第 15 条及び第 17 条関係)

自己に関する個人情報（開示・訂正・削除）請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

個人情報管理者

殿

所属 _____

(在学生は学部・学科・学生番号、卒業生は卒業年・
卒業学部・学科、教職員は所属を記入のこと)

請求者氏名 _____

住所 _____

TEL _____

個人情報の保護に関する規程第 15 条及び 17 条の規定に基づき、下記
のとおり請求します。

記

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除	
自己に関する個人情報の名称 及び記録事項 (自己に関する個人情報を特 定するために必要な事項を、 具体的に記入のこと)		
請求の理由		
本人確認	<input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 教職員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()	
処理事項		受 付 印

※太枠内は、当該部署記入欄のため、記入しないでください。

自己に関する個人情報開示等可否決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

所属
〇〇〇〇 殿

個人情報管理者
氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日に請求がありました、自己に関する個人情報の〔開示・訂正・削除〕について、下記のとおり決定いたしましたので個人情報の保護に関する規程第15条第4項の規定に基づき、通知いたします。

なお、この決定に不服がある場合は、直ちに個人情報保護委員会に不服申立を行うことができます。

記

自己に関する個人情報	
決定事項	<input type="checkbox"/> 応じる <input type="checkbox"/> 一部応じる <input type="checkbox"/> 応じない
請求の一部に応じる理由	
請求に応じられない理由	

様式 5 号 (第 18 条第 1 項関係)

不服申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

個人情報保護委員会
委員長 殿

所属 _____

(在学生は学部・学科・学生番号、卒業生は卒業年・
卒業学部・学科、教職員は所属を記入のこと)

請求者氏名 _____

住所 _____

TEL _____

個人情報の保護に関する規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり不服の申立てをいたします。

記

不服申立て事項				
不服申立て理由				
本人確認	<input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 教職員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()			
処理事項				受付印

※太枠内は、当該部署の処理事項のため、記入しないでください。

不服申立書に対する回答書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

所属
〇〇〇〇 殿

個人情報保護委員会
委員長 印

個人情報の保護に関する規程第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり不服申立書に対する回答をいたします。

記

決定事項	<input type="checkbox"/> 応じます	<input type="checkbox"/> 応じない
不服申立てに応じる場合の連絡事項等		
不服申立てに応じられない理由		